

## 第17回山形家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成24年7月9日(月)午後1時30分から午後3時まで

### 第2 開催場所

山形家庭裁判所第1会議室(5階)

### 第3 出席者

(委員) 石山由美子, 井上知子, 雲野晴久, 原田実, 倉岡憲雄,  
寒河江浩二, 高田公輝, 高橋誠一郎, 高橋博美, 武田岳彦,  
深瀬嘉子, 水野邦夫 (50音順, 敬称略)

(列席職員) 青山一事務局長, 金子隆男首席家庭裁判所調査官,  
國分康宏首席書記官, 伊藤茂勝事務局次長

(庶務) 鈴木正俊総務課長, 那須知子総務課課長補佐, 岡崎誠庶務係長

### 第4 議事等

#### 1 開会宣言

#### 2 委員長挨拶

#### 3 新任・再任委員紹介(敬称略)

新任委員: 原田実, 高田公輝, 再任委員: 雲野晴久, 武田岳彦

#### 4 委員長の職務代理者の指名

高田委員が指名された。

#### 5 協議

議題 「家庭裁判所が果たしている役割(夫婦の離婚と子供を巡る問題を中心として)」

#### (1) 基調説明

ア 高田委員(裁判官)から, 家事事件手続法及び民法の一部改正等について説明を行った。

イ DVD「面会交流」の視聴を交えて, 金子首席家庭裁判所調査官から,

調査官関与についての説明及び面会交流を巡る調整活動の実情の説明を行った。

(2) 意見交換

基調説明等を踏まえて、委員による意見交換を行った。

<主な意見> ( 委員長 , 委員 , 説明者(委員) , 説明者(列席職員) )

民法の一部改正の中で面会交流を重視している理由は何か。

面会交流に焦点を当てているのは、子の意思の把握がとりわけ問題になりやすい場面であり、今回の改正で「面会及びその他の交流」と例示されたこともあってのことである。また、面会交流は、調整が難しい問題の一つであり、他の課題に優先して取り上げることが有益と考えたからである。

養育費については、子の意向ということではなく、両親が提出した経済資料から判明した双方の収入状況を算定表に当てはめることにより、適切な養育費の額の算定ができる。そのため、特段の事情がない限り特別な調査は必要なく、ウェイトとしては、複雑困難な面会交流にシフトしていると言える。

山形県男女共同参画センターにおける相談業務は、年間1000件以上あり、相談者の7割が女性であり、離婚の相談がうち6割強を占め、その内容も複雑化している。経済的な問題や子の親権の問題もある。主訴に寄り添うようなアドバイスができるような施策が必要ではないかと考えている。また、県や市町にも母子自立支援の相談員といった支援者がいるが、これら支援者に対して知っていると何かにつながるような情報を研修等で提供できればと考えている。センターの方から本日受けた説明内容を支援者の方に情報提供していくことは可能であろうか。

情報提供していただくことは構わないし、また、家庭裁判所に情報提供の申出があれば出来る範囲で協力する。

非常に重いテーマであり考えさせられる。子の意思を把握するについては、子の利益を最も優先しなければならないとされており、ここが重要な

ポイントなのだと思うが、調停等の現場における子どもの問題についての実情はどうなっているのか。

他の地方裁判所の事件もそうであるが、ここ数年来、当事者の権利意識の高揚もあり話が複雑になってきている。その中で面会交流だとか子の問題についても一層紛争になりやすくなってきているのではないかと思う。調停委員には、従前よりももっと早い段階からアンテナを張って、潜在化している問題を示す兆候がないかという意識を持ちながら話を聞いていただきたいと話している。子の問題については従前から取組は行っているが、それがより一層十分に発揮されていくように、この機会に改めて意識を持ち直して運用していかなければならないと考えている。

「子の意思や利益をメインにして」とは言われているが、実際にどうやって調査をして、どう判断するかということは難しく、結果的に本当にそうだろうかと思うときもある。その辺が今後のテーマではないか。調査のやり方や子の利益や意思を判断するときに注意している点についてお聞きしたい。

子の問題は古くからあった問題であるが、以前は、離婚調停の際に、面会交流のような離婚後のアフターケアというところまで目配りをして条件を整備してはいなかったと言える。そういう意味では、そこに手薄感があったのではないかと思う。裁判所がもう少し子どもの立場に焦点を当てた後見的役割を果たすことが必要だというのが最近の世論である。そこで、当事者ではなく、目の前にいない子どもの気持ちや意向をどうやって酌み取っていくのかということが課題になってきている。

調査官がどこにポイントを置いて調査しているかという点については、子の置かれた状況、年齢、発育の状況を踏まえて、その子がどんなニーズを持っているか、そしてそのニーズを親がどうやって提供していけるかということがポイントになってくると思われる。子どものニーズは、監護親

の影響を強く受けていたり，時間の経過や状況により変化するし，また，別れてほしくない，両親とずっと一緒にいたいといった和合ファンタジーを抱えたまま現実にも目を向けられないということもあり，把握が非常に難しい。その中で，可能な限りそれを説明できるように調査の中で把握することが調査官の工夫ということになる。そして，そのニーズを大人の間で共有できた場合，それをどうやって満たしていくことができるかを一緒に考えていくのが調停の席ではないかと考えている。

子の意思の把握については，昔からある問題ではあるが，最近その位置付けが重要視されている。調査の手法についても調査官の中で研究が重ねられているが，今後もいろいろと手法の開発を行っていかねばならないと考えているところである。今後も御意見があれば承りたい。

15歳以上の子について陳述聴取を行うとされているが，15歳未満の子でもしっかり話せる子もいる。なぜ15歳以上とされているのか。年齢にかかわらず，子の気持ちを酌み取ってほしい。

15歳以上という点については，法改正はなく従前からそうなっている。立法の解説者からは，現在のルールを参考にしたという程度の説明しかされていない。ただ，これは，15歳以上については必ず聴取しなさいと規定しているだけであって，実際には，事案の内容や子の状況に応じて，話を聞ける子については15歳以下でも調査の中で面談をして話を聞くという運用をしている。

調査の実情としては，意向聴取という形を取るかどうかは別にして，調査の中では，おおむね10歳程度からは言葉で気持ちや考えを聴取している。

家庭裁判所調査官は，子どもの親権や離婚後の親と子どもの交流などについて調査をしているとのことだが，どの程度の期間調査するのか。

調査官の調査は，当事者が申し立てた紛争の限度において行われるもの

である。申立ての内容によって婚姻中のものもあれば、離婚に際してのもの、離婚後のものもあるが、調査官が関与するのは、そのとき申立てされた限度において、裁判官の調査命令が出た範囲であり、長期間に渡ってフォローしていくわけではない。実際の調査の期間については、期間の定めがあるわけではないが、調査が1年も2年もの長期に渡ることはまずない。

離婚後家庭内がうまくいかず、家庭における子どもの居場所がなくなり、苦しい思いをしている事例をいくつも見ている。離婚後の家庭がどの程度の頻度で問題を抱えてしまっているのかといった現状をフィードバックするようなシステムが必要ではないかと考える。

調停や審判は、その家庭にとっては一つの節目でしかない。調停や審判がその後の生活へ与える影響については、推測をしながら調整を図っていくことになるわけだが、その後の情報についてフィードバックを受ける機会があれば勉強させていただきたい。

対立が先鋭化しているほど面会交流は難しく、そういった中で調査官が心理的調整や出頭勧告を行っても、功を奏しないことがあると思われるが、そういった場合に取得する方法はあるのか。

面会交流については、子の監護に関する調停手続であるので、話し合いが成立しない場合には審判に移行する。また、結論が出たにもかかわらず従わない場合には、履行勧告制度といって調査官が当事者に実行するように促す手続がある。さらに、養育費などについては強制執行の手続もあり、それらの手続を選択して利用していただくことになる。

面会交流を禁止・制限すべき事情として、連れ去り、虐待、暴力等が挙げられているが、こういった事情を調査官が把握した場合には、警察に情報提供をするなどの方策はあるのか。

警察に連絡を取った事例があるということを知ったことはある。裁判所が全く何もしないというわけではない。私が担当した事例では、過酷な虐

待があった件では、対立当事者がそのことを話題にしているので、調停を申し立てる前に児童相談所や警察が把握して何らかの法的手段が執られていることが多い。当事者が刑事裁判の被告になったケースもある。

学生の中には、学校に行っている間に両親の離婚の話が進んでしまうことを恐れて登校できなくなる者もいる。子どもは離婚の申立ての前からたくさん悩み、身近な第三者に声を出している。本日の委員会で、早期の段階からそういった声を拾うことが大事だと思った。私たちの方でも子どもの声を拾い、寄り添って関わっていかねばならないということを勉強させてもらった。

(3) 次回の予定議題

未定

(4) 次回予定期日

平成25年2月4日(月)午後1時30分